

CAPITOL RECORDS, INC, v. MP3TUNES, LLC

事実審理省略判決

(date filed 2011/10/25)

から
始める

Digital Millennium Copyright 法
(セーフハーバー)

2011/12/15(木)志村

1. MP3tunes事件
2. 著作権訴訟とロバートソン氏
3. Digital Millennium Copyright 法 (#512 c,d,g,i)
4. MP3tunes事件により示された
連邦地方裁判所(連邦地裁)の判断
5. 個人的所感
6. ゼミ内における意見・補足等
7. 参考文献

1. MP3tunes事件

EMIと他14のレコード会社・音楽出版会社
(以下「EMI」)は、

MP3tunesとその創始者であるMichael L Robertson
(以下「ロバートソン」)は、著作権を侵害している

として連邦地方裁判所に提訴した。

1. MP3tunes事件

MP3tunes事件判決は、事実審理省略判決 (Summary judgment) である。

(0) 事実審理省略判決とは

正式事実審理: trial (典型的には陪審審理) を経ないで裁判所が判断するもので中間判決的な形でもなされる。

重要な事実についての真正な争いの存在しない場合に申請可能で、以下のような利点がある。⇒申立人に争いが「ない」ことを立証する責任
⇒被申立人に「ある」ことを示す具体的な事実を提示する責任

- ・事実認定に争いがなければ事実審理を正式に行う必要はなく、裁判所が法律問題を判断して結論すればよい。
- ・事実認定に争いがあっても、争点を減らすことができ、trialの焦点を絞れる。

1. MP3tunes事件

(1) ロバートソン氏について

- ・起業者
- ・1997年 MP3.comを創立する
- ・2000年 著作権侵害の判決を受ける(MyMP3.com)
- ・2005年 MP3tunes.comを創立する

- ・「すべての装置に果物のロゴがついている世界はいやだ」
- ・「どの携帯プレイヤー、ソフト、OSでも選べて、手持ちの音楽を聴ける世界、それこそがMP3のもたらすものだ」(ITmediaより)

1. MP3tunes事件

(2) MP3tunesのサービス(1/5)

- ・アーティストの作品(音楽)を公開・販売
- ・作品を保存できるオンラインストレージ「ロッカー」(無料・有料)提供
⇒ロッカーに保存した音楽は、インターネットに接続できれば
どんな装置にもダウンロードし再生可能
- ・ロッカーシンク
- ・サイドロード
- ・ウェブロード

1. MP3tunes事件

(2) MP3tunesのサービス(2/5)

・ロッカーシンク

各ユーザの装置に保存した音楽をユーザのMP3tunesのロッカーに自動アップロードを可能にする

⇒ユーザは、自己の保有するあらゆる装置によって音楽を楽しめる

※CDから直接ロッカーに複製・保存することを手助けしない。

(MP3.comの教訓か)

ユーザは、itunesを使ってCD音楽をデジタル化(フェアユース)してからロッカーに保存する

---MP3.tunesのウェブサイト(Q&A)から---<http://www.mp3tunes.com>

The terms: "sync" and "syncing" are short for "synchronizing" and it means uploading or downloading your music files. When you are "syncing up" you are copying files from your local computer to the MP3tunes servers. When you are "syncing down" you are copying files from the MP3tunes server back to your local hard drive. You use a FREE program called LockerSync in order to move your files to and from your Locker. There are a variety of options that you can choose while using LockerSync.

1. MP3tunes事件

(2) MP3tunesのサービス(3/5)

・ウェブロード

第三者がインターネット上のサーバに保有する音楽ファイルをロッカーに転送することができる

⇒ユーザは、第三者の音楽ファイルのアドレスを入力するだけで転送可能である

---MP3.tunesのウェブサイト(Q&A)から---

Webloading allows you to input a URL of a song location from another site to your Oboe Locker (Free or Premium). The file will be saved and you can then stream it from your Oboe Locker or sync it down with your Oboe Premium Locker.

1. MP3tunes事件

(2) MP3tunesのサービス(4/5)

▪ sideload.comサイト

インターネット上の無料音楽ファイルを検索でき、ユーザの検索ワードに関連する音楽ファイル・情報のリストが生成され、MP3tunesのサーバに保存される

⇒このリストをたどって(クリックして)ユーザは第三者の音楽ファイルをユーザの保有する装置にダウンロード・再生できる

Featured tracks, most popular tracks, newest tracks アルファベットごとにまとめたリスト、検索機能

1. MP3tunes事件

(2) MP3tunesのサービス(5/5)

- ・プラグインソフトウェア提供により、ユーザはsideload.comを經由せずともウェブ上の第三者のどんな無料の音楽ファイルもクリックひとつで直接ロッカーに音楽ファイルを複製できる

⇒ユーザは、ウェブ上の音楽ファイルをインターネットに接続する装置上に簡単に際限なく複製できる

---MP3.tunesのウェブサイト(Q&A)から---

The MP3tunes Sideload plugin allows you to add (or side-load) free mp3 files you find on the Internet to your Locker (Free or Premium) with a single click. You can also visit Sideload.com to browse free mp3s from the Internet!

Click here for screenshots.

2. 著作権とロバートソン氏(1/2)

1776年 アメリカ合衆国憲法制定(第1条8節8号)

連邦議会の権限で

「著作者及び発明者に対し、その著作及び発明に関する独占的権利を一定の期間確保することにより、学術及び技芸の進歩を促進する」

アメリカにおいては、著作権保護は憲法上の要請である！(日本との大きな違い)

・・・保護期間延長等、様々に移り変わりつつ20世紀後半突入・・・

1976年 著作権法改正により、フェアユースを盛り込む(1976法)

1973年 国立薬学図書館判決(ウィリアムズ & ウィルキンソンズ v. US)

1984年 ベータマックス事件(ソニーアメリカ v. ユニバーサルシティスタジオ)

1992年 Audio Home Recording 法制定 (1992法)

非営利目的のユーザ複製(を助ける装置)を認める一方で、空のテープ等(媒体)にロイヤルティを課すとともに、コピーをさらにコピーできない(コピー製品の量産不可)ように技術的制限の義務づけ

2. 著作権とロバートソン氏(2/2)

1993～95年 コンプサーブが提訴され、ライセンス対価支払に合意
(クラスアクション)

1995年 プロバイダは、(著作権を侵害する)投稿について
直接責任を負わないが侵害を知っていながら削除の措置を
とらなければ代位責任を負うとの判断(レリジャステックv.ネットコム)

1997年 ロバートソン、MP3.comを創立

1998年 Digital Millennium Copy right 法制定(DMCA)

1999年 ナップスター創立

1999年 ナップスター提訴される

2000年 MP3.comによる著作権侵害を認定(UMG v. MP3.com)

2000年 ナップスターによる寄与侵害を認定(A&M v. ナップスター)

2005年 グルックスターによる寄与侵害(誘因)を認定

(MGM v. グルックスター)

3. Digital Millennium Copyright 法 (#512 c,d,g,i)

(2) セーフハーバー (MP3tunes事件で議論の前提となった条文)

#512 (c)

ユーザの指示によりシステム又はネットワークに置かれる情報(についての責任制限)

(1) 金銭賠償、差止め他エクイティ上の救済をする責任を負わないのは・・・

(A)(i) プロバイダが著作権を侵害するものが置かれていることやユーザがシステムやネットワークを侵害活動のために使っていると知らない

(ii) 事実・状況からも侵害行為が明白だと知らない

(事実・状況から侵害行為が明らかな場合でも、当該事実や状況を知らない)

(iii) (侵害等を) 知った場合、迅速に侵害物を削除するか、侵害物へのアクセスを不可能にする

(B) 侵害行為を管理する権能を持つ場合に、当該侵害を行為によって直接的に財政上の利益を受け取らない

(C) 侵害の通知を受けた場合に、侵害対象であると申し立てられたものを迅速に削除・アクセスを不可能にする

※エクイティ・・・衡平法 ここでは金銭による損害賠償以外の特定の救済(差止等)のための根拠を指す
cf: コモンロー(判例法)

3. Digital Millennium Copyright 法 (#512 c,d,g,i)

セーフハーバー(MP3tunes事件で議論の前提となった条文)

#512 (c)ユーザの指示によりシステム又はネットワークに置かれる情報(についての責任制限)

(2)著作権侵害の通知を受けるための代理人を指定することでプロバイダの責任を制限する(ウェブサイト以下に以下の情報を公開し、著作権登録人に届け出ること)

(A)名前、住所、電話番号、Eメールアドレス (B)著作権登録人が適切と認める情報

(3)通知の要件

(A)以下の情報を実質的に十分に含む書面による通知を指定代理人に送付する

(i)侵害された排他的権利(著作権)の保有者の利益のために正当に通知者の署名(電子可)

(ii)侵害された著作物の特定又は単一のウェブサイトにおける著作物の代表リスト

(iii)著作権を侵害するモノの特定、当該「モノ」は削除されるべきかアクセス不可能とすべき「モノ」の特定
合理的に十分な情報をプロバイダに通知しなければならない

(iv)通知者に関する合理的に十分な情報(電話番号など)

(v)通知者は誠実に「モノ」は法や著作権者の承諾を得ずに使用されている旨

(vi)通知は正確であり、通知者は著作権保有者の利益のために正当に通知するものであり、
偽証しない旨

(B)(i)これを満たさない場合はプロバイダに削除等を行う義務は発生しないが、(ii)(iii)(iv)を満たす場合は、プロバイダは通知者に連絡をとり十分な通知を得るよう相当な手段を講じなければならない

3. Digital Millennium Copyright 法 (#512 c,d,g,i)

セーフハーバー (MP3tunes事件で議論の前提となった条文)

#512(d) 情報位置指定ツール (に関する責任制限)

以下に該当する場合、プロバイダは、オンライン上の侵害物を有する場所 (ウェブサイトやディレクトリ) へ導くリンク等 (特定の情報の場所を指定し、導くツール) をユーザに提示したことを理由に金銭的賠償、差止め他エクイティ上の救済をする責任を負わない

(1)(A) 侵害物・侵害行為であると知らない

(B) 事実や状況から侵害行為が明らかでない場合でも、当該事実や状況を知らない

(C) 侵害行為に気付いたら迅速に削除するかアクセスを不可能にする

(2) 侵害行為を管理する権能を持つ場合に、当該侵害を行為によって直接的に財政上の利益を受け取らない

(3) 侵害することについて十分な情報を含む通知を受領した場合に迅速に侵害物を削除するかアクセスを不可能にする

3. Digital Millennium Copyright 法 (#512 c,d,g,i)

セーフハーバー (MP3tunes事件で議論の前提となった条文)

#512(g) 代替手段とその他の責任制限 (削除等した場合のユーザに対する責任制限)

(1) 侵害が明白であるとの事実に基づく主張に対して誠実に削除等を行った場合、最終的に侵害行為であったと確定するか否かを問わず、いかなる者(ユーザ)に対しても当該削除等に対する責任を負わない

(2) ただし以下を行わない場合は(1)を適用しない

(A) ユーザに対して、削除等を行ったことを適切に通知するための合理的対応をとる

(B) 要件を満たしたユーザからの反対通知を受領した際、侵害の通知をした者に迅速に当該反対通知の写しを提供し、かつ「10営業日後に削除したもの・アクセスをもとに戻す」旨通知する

(C) 反対通知受領後の10営業日後14営業日を超えないうちに削除したもの・アクセスをもとに戻す (ただし侵害の通知をした者からユーザを提訴した旨の通知を受領していない場合)

・・・反対通知の要件は省略・・・

3. Digital Millennium Copyright 法 (#512 c,d,g,i)

セーフハーバー(MP3tunes事件で議論の前提となった条文)

#512(i) セーフハーバーの適用条件

(1)プロバイダは、以下の技術的便宜をはかる場合、本条(セーフハーバー)の適用により責任制限される

(A)システム又はネットワークのユーザ(加入者及びアカウント保有者)であって、侵害常習者について、適切な条件下における(侵害常習者に対する)解約方針を定め、ユーザにこれを知らせ、合理的に実施する

(B)(著作権保護のための)標準的な技術的手段を用意し、(著作権保護のための)技術的手段を妨げない

(2)著作権者が著作物を指定・保護するために使用する標準的技術手段の定義は以下のとおり

(A)著作権者とプロバイダが公に公正であり自発的な相互の業界の標準的手続きの大枠の合意に従って開発された技術手段

(B)合理的で差別のない条件下で誰もが使用できる技術手段

(C)プロバイダに実質的なコストやプロバイダのシステム又はネットワークに実質的な負荷をかけない技術的手段

※プロバイダが「技術的手段」を用意することより、著作権者の「技術的手段」を妨げない、ということが趣旨であり、プロバイダがこれ(技術的手段)を用意しないといけない、ということではないと解されている。

4. MP3tunes事件により示された連邦地方裁判所の判断

(1) MP3tunesは、セーフハーバーによる保護を受けるための要件を備える

⇒侵害常習者については、一定の条件下で解約する方針を定め、この方針を合理的に実施し、ユーザに通知した

(#512i)

- ・削除通知に対処できるシステムを備える
- ・著作権者自らが新会社に通知することを妨げない
- ・悪質な侵害ユーザを解約する

※ユーザを積極的に監視する義務はない

4. MP3tunes事件により示された連邦地方裁判所の判断

(2) EMIからの削除通知への対応は不十分(セーフハーバーの要求レベル未達部分)

⇒EMIにより適切に特定された作品であって、
違法にサイドロードされ、ロッカーに保存されたものを削除
しなかった(#512c,d)

※MP3tunesはユーザに対し、削除等を行う権限を持つと明確にしているし、DMCAは、
異議あるユーザに対する免責・対処方法を定めている
(ため、EMIの適切な通知に対してロッカーから削除しなかったことにつき、
ユーザに対する責任を言い訳にできない)。(#512g)

※EMIが「sideload.com上の侵害リンクと著作権保護対象作品」を特定し、当該侵害リンク先と
ここからロッカーにサイドロードした作品をロッカーから削除するよう通知した。
が、MP3.tunesはリンクをだけを削除した。

※EMIからの不十分な通知に対しては削除する義務は発生しない。
つまり著作権保護対象作品を特定するだけで、サイドロードに用いる(侵害)リンク先を特定しなければ、
(512(c)(3)を満たさず通知は不十分であるため)MP3tunesに削除義務は発生しない。

4. MP3tunes事件により示された連邦地方裁判所の判断

(3) MP3.tunesは、ユーザがサイドロードに利用する第三者のウェブサイトは著作権を侵害するものである、と知る手立てはなかった

⇒当該ウェブサイトは、人気のあるファイル共有サイトであるにすぎず、明確に「侵害」であるとMP3.tunesが判断できる要素はない
(#512c,d)

※セーフハーバーは、プロバイダに調査の責任を課さない

4. MP3tunes事件により示された連邦地方裁判所の判断

(4) MP3.tunesは、ユーザの侵害とMP3.tunesの経済的利益との相関関係は弱くユーザの侵害を管理(助長・防止)できる立場にない

⇒ サイドロード・ロッカーに侵害する用途はない

(しかも適切に通知されたサイドロードのリンクを削除している)

⇒ 削除して侵害活動を防止する権限・能力をもつことは「システムを管理」する権限・能力をもつことを示すが、「侵害活動そのもの」を管理する権限・能力と区別される

(#512c,d)

(1)～(4)によりセーフハーバー適用範囲が確定

4. MP3tunes事件により示された連邦地方裁判所の判断

(5) 登録済みの著作権をEMIが保有すること、当該著作権を侵害してロッカーに保存されていた作品の削除を怠ったことにつき、MP3.tunesはユーザの侵害を助長していたといえる(寄与侵害)

⇒ サイドロードに侵害があったことは明らか(通知され、削除した)であり、サイドロードしたことによってロッカーに保存した作品を削除しなかった(#512c,d)

⇒ (結果的に)侵害のための「場所と設備」を提供した
(→寄与侵害の要件)

⇒ 非侵害用途であったとしても、特定の侵害を知っており(通知されたから)、ユーザと継続的関係を持っていた

4. MP3tunes事件により示された連邦地方裁判所の判断

(6) EMIの実演権(公衆送信権を含む幅広い権利概念)を侵害していない

⇒MP3tunesは「マスタコピー」を持たない

※マスタコピーをもって、これをもとに各ユーザのロッカーに複製物を保存していれば直接侵害に該当する可能性もあるが、MP3tunesはマスタコピーをもとにロッカーに保存又は再生していないことが明らか

ちなみに・・・MP3.comでは、CDを購入した等作品の所有を証明できるユーザにMP3.comの用意するオンライン上のデジタルファイルへアクセスできるようにしていた。

4. MP3tunes事件により示された連邦地方裁判所の判断

(7) ロバートソンが個人的に著作権を侵害するウェブサイトからサイドロードした作品について自身は直接的に責任を負う

※MP3.tunesの従業員についての直接的侵害については証拠なしとして却下

(8) 不正競争が存在「しない」とはいえない

(9) カバーアートへの著作権侵害はない

5. 個人的所感

- ・裁判所判断についておおよそ賛成
- ・中身が盗み(著作権侵害)だとしても、MP3tunesにロッカーからの削除義務を負わせること(#512gによる免責があっても)には違和感を覚えた
- ・セーフハーバー要件と通信の秘密との関係
「侵害常習者については、一定の条件下で解約する方針を定め、この方針を合理的に実施」するためには、ユーザを識別してログ管理する必要がある(必要な範囲なら問題にはならないということか)
- ・積極的にユーザを「監視」しないで、プロバイダが悪質な侵害者とそうでない人を区別するのは、難しいのではないか

6. ゼミ内における意見・補足等

- ・日本では、サービスの提供者が権利侵害の主体とみなせるかどうかの検討が主である。
アメリカでは、まずユーザ個人の直接侵害を検討して認定されて、初めて当該侵害行為への寄与のレベル、得た利益等の多角的検討を行う。論理の構造に大きな違いがあるのではないか。
前者の論理構造が妥当なのかは疑問。
- ・録画ネット事件の判決は参考になるので読んだ方がよい。
- ・アメリカではレコード会社は著作隣接権者ではなく著作権者である。この点は日本との違いである。
- ・アメリカ合衆国憲法で著作権保護を連邦議会(政府)権限として明確に定めているのは、歴史的背景による。
建国当時、連邦議会の権限は(現在以上に)きわめて限定的であり、明記して州政府を牽制する必要があった。
- ・MYUTA・まねきTV・ロクラク等の事件の判断は、インターネットや、技術革新をしてより優れたサービス・ものを提供したいと考える事業者・人を萎縮させる可能性が高い。
- ・権利者団体(JASRAC等)に支払うロイヤルティよりも、ロイヤルティの根拠を提出するためにかかる労力(時間・費用)が莫大である。
- ・日本では、著作権の保護・侵害の根拠にプロバイダ責任法を用いている事例は目立っていない印象。

7. 参考文献

- ・コピーライト 2009/10 (著作権の間接侵害) 奥邨弘司
- ・ジュリスト 2011/6 (米国における関連事例の紹介) 奥邨弘司
- ・知的財産法政策学研究 2011
(動画投稿共有サイト管理運営者と著作権侵害) 奥邨弘司
- ・CQ Researcher on Controversies in Law and Society

(アメリカの司法制度)

- ・アメリカ著作権法の基礎知識 山本隆
- ・英米法総論 下 田中英夫
- ・アメリカの司法と政治講義ノート 大沢秀介